

○財務省告示第三百四十六号

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第二百八号）の施行に伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第二号の規定に基づき、生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成三十年度における発動基準数量を定める件（平成三十年五月財務省告示第二百四十五号）の一部を次のように改正し、平成三十年十二月三十日から適用する。

平成三十年十二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成三十年度における発動基準数量を定める件（平成三十年五月財務省告示第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

		改 正 後
関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第二号の規定に基づき、平成三十年度における、第二号に係る輸入基準数量及び第二号に係る協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。	一 第二号に係る輸入基準数量 百五万四千二百七十九トン 二 第二号に係る協定対象外輸入基準数量 七十万三千四十六トン	関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量を次のように告示する。 九十三万千百八十四トン
		改 正 前